議案第19号

総社市手数料条例の一部改正について

総社市手数料条例(平成17年総社市条例第59号)の一部を次のとおり改正する。

令和5年2月28日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

建築基準法の改正により、外断熱改修等を行った場合における建築物の 高さ制限等の基準を緩和する特例制度が創設されることから、認定申請等 に対する審査手数料の額を定める必要が生じたため、関係条文の整備を 行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市手数料条例の一部を改正する条例

総社市手数料条例(平成17年総社市条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

	改正	後		改正	前
別表第3(第2条関係 事務の種別	系) 手数料を徴収す	手数料の金額	別表第3(第2条関係 事務の種別	系)	手数料の金額
事物の発見	る事務	于	事務が運列	る事務	一大数件の金額
1~13 略			1~13 略		
14 建築基準法第 51条ただし書(同 法第87条第2項 しくは第3項又は 第88条第2項にお いて準用する場 合を含む。)の規 定に基づく許 に関する事務	特殊建築物等の敷地の位置の許可申請に対する審査	16 万円	14 建築基準法第 51条ただし書(同 法第87条第2項 しくは第3項又は 第88条第2項にお 第88条第2項にお 合を含む。) 定に基づく許 に関する事務	特殊建築物等の 敷地の位置の許 可申請に対する 審査	16 万円
15 建築基準法第 52条第6項第3号 の規定に基づく	建築物の床面積 の不算入に係る 認定申請に対す	2万7,000円			

改 正 後	改正前
認定に関する事る審査務	
<u>16</u> 略	<u>15</u> 略
<u>17</u> 略	<u>16</u> 略
<u>18</u> 略	<u>17</u> 略
<u>19</u> 略	<u>18</u> 略
20 建築基準法第 建築物の高さの 2万7,000円 55 条第 2 項の規 特例認定申請に 定に基づく認定 対する審査	19 建築基準法第 建築物の高さの 2万7,000円 55 条第 2 項の規 特例認定申請に 定に基づく認定 対する審査
に関する事務	に関する事務
21 建築基準法第 55条第3項の規定 に基づく許可に 関する事務建築物の高さの 	
22 建築基準法第 略 55条第4項各号の 規定に基づく許可に関する事務	20 建築基準法第 略 55条第3項各号の 規定に基づく許可に関する事務
<u>23</u> 略	<u>21</u> 略
<u>24</u> 略	<u>22</u> 略
25 略 26 略	<u>23</u> 略
26 略 27 略	24 略 25 略
<u>28</u> 略	<u>25</u>
<u>29</u> 略	27 略
<u>30</u> 略	28 略
<u>31</u> 略	<u>29</u> 略
<u>32</u> 略	<u>30</u> 略
<u>33</u> 略	<u>31</u> 略
<u>34</u> 略	<u>32</u> 略
<u>35</u> 略	<u>33</u> 略
<u>36</u> 略	<u>34</u> 略

	改正			改正	前		
37 略			35 略				
38 略			36 略				
<u>39</u> 略			37 略				
<u>40</u> 略			<u>38</u> 略				
<u>41</u> 略			<u>39</u> 略				
<u>42</u> 略			<u>40</u> 略				
<u>43</u> 略			<u>41</u> 略				
<u>44</u> 略			<u>42</u> 略				
<u>45</u> 略			<u>43</u> 略				
<u>46</u> 略			<u>44</u> 略				
<u>47</u> 略			<u>45</u> 略				
<u>48</u> 略			<u>46</u> 略				
<u>49</u> 略			<u>47</u> 略				
<u>50</u> 略			<u>48</u> 略				
<u>51</u> 略			<u>49</u> 略				
<u>52</u> 略			<u>50</u> 略				
<u>53</u> 略			<u>51</u> 略				
54 建築基準法第	一敷地内認定建	当該新築又は増築等に係る建築	52 建築基準法第		建築物(一敷地内認定建築物を		
86条の2第1項の	築物以外の建築	物の数が1である場合にあって	86条の2第1項の		除く。以下この項において同		
規定に基づく認	物の新築又は一	は7万8,000円,建築物の数が2以	規定に基づく認		じ。) の数が1である場合にあっ		
定に関する事務	敷地内認定建築	上である場合にあっては7万	定に関する事務	申請に対する審	ては7万8,000円,建築物の数が2		
	物の増築等の認	8,000円に1を超える建築物の数		查	以上である場合にあっては7万		
	定申請に対する	に2万8,000円を乗じて得た額を			8,000円に1を超える建築物の数		
	審査	加算した額			に2万8,000円を乗じて得た額を		
55 建築基準法第	一敷地内認定建		53 建築基準法第	· 一敷地内認定建	加算した額 建築物(一敷地内認定建築物又		
<u>55</u> 建架基準伝第 86条の2第2項又	一	<u>当該新築又は暗築等に係る</u> 建築 物の数が1である場合にあって	<u>53</u> 建築基準伝射 86条の2第2項又		建築物 <u>(一 敷地内部足建築物又</u> は一敷地内許可建築物を除く。		
は同条第3項の規	製地内許可建築	は23万8,000円,建築物の数が2	は同条第3項の規		以下この項において同じ。)の		
定に基づく許可	物以外の建築物	以上である場合にあっては23万	定に基づく許可				
に関する事務	の新築又は一敷	8,000円に1を超える建築物の数	に関する事務	例許可申請に対	万8,000円, 建築物の数が2以上		
	地内認定建築物	に2万8,000円を乗じて得た額を		する審査	である場合にあっては23万		
	若しくは一敷地	加算した額) 公田王	8,000円に1を超える建築物の数		
	<u> 11 レ) は </u>	//H ガ し/C1以		l	0,000 1101で他んる母来物の数		

改 正 後	改 正 前
内許可建築物の 増築等の許可申 請に対する審査	に2万8,000円を乗じて得た額を 加算した額
<u>56</u> 略	<u>54</u> 略
<u>57</u> 略	<u>55</u> 略
<u>58</u> 略	<u>56</u> 略
<u>59</u> 略	<u>57</u> 略
<u>60</u> 略	<u>58</u> 略
<u>61</u> 略	<u>59</u> 略
<u>62</u> 略	<u>60</u> 略
<u>63</u> 略	<u>61</u> 略
<u>64</u> 略	<u>62</u> 略
<u>65</u> 略	<u>63</u> 略
<u>66</u> 略	<u>64</u> 略
<u>67</u> 略	<u>65</u> 略
<u>68</u> 略	<u>66</u> 略
<u>69</u> 略	<u>67</u> 略
<u>70</u> 略	<u>68</u> 略
<u>71</u> 略	<u>69</u> 略
別表第5 (第2条関係)	別表第5 (第2条関係)
事務の種別 手数料を徴収す 手数料の金額	事務の種別 手数料を徴収す 手数料の金額
る事務	る事務
1~3 略	1~3 略
4 長期優良住宅の 長期優良住宅の ア 一戸建ての住宅又は共	
普及の促進に関す 普及の促進に関 宅等 1の項に定める額	
る法律第6条第2 する法律第6条 該申請に係る住宅が属す	
項の規定による申 第2項の規定に の建築物について別表第3	
出がある場合の同 よる申出がある の項, <u>64の項</u> 又は <u>68の項</u>	
法第5条第1項か 場合の同法第5 める額を当該建築物にお	
ら第 5 項までの規 条第1項から第5 認定の申請に係る住戸の	
定による長期優良 項までの規定に 除して得た額 (その額に	100 定による長期優良 項までの規定に 除して得た額 (その額に100

	 改 正			 改 正	
住宅建築等計画の	よる長期優良住	円未満の端数を生じたとき	住宅建築等計画の	よる長期優良住	円未満の端数を生じたとき
認定の申請に関す	宅建築等計画の	は、これを切り捨てた額)を	認定の申請に関す	宅建築等計画の	は、これを切り捨てた額)を
る事務	認定の申請に対	合算した額	る事務	認定の申請に対	合算した額
	する審査	イ 区分所有住宅 1の項に定		する審査	イ 区分所有住宅 1の項に定
		める額と当該申請に係る住宅			める額と当該申請に係る住宅
		が属する一の建築物について			が属する一の建築物について
		別表第3の1の項, <u>64の項</u> 又は			別表第3の1の項, <u>62の項</u> 又は
		68の項に定める額を合算した			66の項に定める額を合算した
		額			額
5~7 略			5~7 略		
8 長期優良住宅の	長期優良住宅の	ア 一戸建ての住宅又は共同住	8 長期優良住宅の	長期優良住宅の	ア 一戸建ての住宅又は共同住
普及の促進に関す	普及の促進に関	宅等 4の項に定める額と当	普及の促進に関す	普及の促進に関	宅等 4の項に定める額と当
る法律第8条第2	する法律第8条	該申請に係る住宅が属する一	る法律第8条第2	する法律第8条	該申請に係る住宅が属する一
項において準用す	第2項において	の建築物について別表第3の1	項において準用す	第2項において	の建築物について別表第3の1
る同法第 6 条第 2	準用する同法第	の項, <u>64の項</u> 又は <u>68の項</u> に定	る同法第 6 条第 2	準用する同法第	の項, <u>62の項</u> 又は <u>66の項</u> に定
項の規定による申	6条第2項の規定	める額を当該建築物における	項の規定による申	6条第2項の規定	める額を当該建築物における
出がある場合の同		変更の認定の申請に係る住戸	出がある場合の同	による申出があ	変更の認定の申請に係る住戸
法第8条第1項の	る場合の同法第	の数で除して得た額(その額	法第8条第1項の	る場合の同法第	の数で除して得た額(その額
規定による認定長	8条第1項の規定	に100円未満の端数を生じた	規定による認定長	8条第1項の規定	に100円未満の端数を生じた
期優良住宅建築等	による認定長期	ときは、これを切り捨てた額)	期優良住宅建築等	による認定長期	ときは、これを切り捨てた額)
計画の変更の認定	優良住宅建築等	を合算した額	計画の変更の認定	優良住宅建築等	を合算した額
の申請に関する事	計画の変更の認	イ 区分所有住宅 4の項に定	の申請に関する事	計画の変更の認	イ 区分所有住宅 4の項に定
務	定の申請に対す	める額と当該申請に係る住宅	務	定の申請に対す	める額と当該申請に係る住宅
	る審査	が属する一の建築物について		る審査	が属する一の建築物について
		別表第3の1の項, <u>64の項</u> 又は			別表第3の1の項, <u>62の項</u> 又は
		<u>68の項</u> に定める額を合算した			<u>66の項</u> に定める額を合算した
		額			額
9~11 略		9~11 略			
別表第6(第2条関係			別表第6(第2条関係		
別表第6(第2条関係 事務の種別	手数料を徴収す	手数料の金額	別衣弟り(弟2条関係事務の種別	手数料を徴収す	手数料の金額
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一手数科を倒収り る事務	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	サイガ ソノ (単方) 「 	手剱科を倒収す る事務	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
1 略	A. 41.474		1 略	1.174	
- ··H			_ MH		

	改正	後		改 正	前
2 都市の低炭素化	都市の低炭素化	1の項に定める額と当該申請に	2 都市の低炭素化	都市の低炭素化	1の項に定める額と当該申請に
の促進に関する法	の促進に関する	係る建築物が属する一の建築物	の促進に関する法	の促進に関する	係る建築物が属する一の建築物
律第54条第2項の	法律第54条第2	について別表第3の1の項, <u>64の</u>	律第54条第2項の	法律第54条第2	について別表第3の1の項, 62の
規定による申出が	項の規定による	<u>項</u> 又は <u>68の項</u> に定める額を合算	規定による申出が	項の規定による	<u>項</u> 又は <u>66の項</u> に定める額を合算
ある場合の同法第	申出がある場合	した額	ある場合の同法第	申出がある場合	した額
53条第1項の規定	の同法第53条第		53条第1項の規定	の同法第53条第	
による低炭素建築	1項の規定によ		による低炭素建築	1項の規定によ	
物新築等計画の認	る低炭素建築物		物新築等計画の認	る低炭素建築物	
定の申請に関する	新築等計画の認		定の申請に関する	新築等計画の認	
事務	定の申請に対す		事務	定の申請に対す	
	る審査			る審査	
3 略			3 略		
4 都市の低炭素化	都市の低炭素化	3の項に定める額と当該申請に	4 都市の低炭素化	都市の低炭素化	3の項に定める額と当該申請に
の促進に関する法	の促進に関する	係る建築物が属する一の建築物	の促進に関する法	の促進に関する	係る建築物が属する一の建築物
律第55条第2項に	法律第55条第2	について別表第3の1の項, <u>64の</u>	律第55条第2項に	法律第55条第2	について別表第3の1の項, 62の
おいて準用する同	項において準用	項又は <u>68の項</u> に定める額を合算	おいて準用する同	項において準用	<u>項</u> 又は <u>66の項</u> に定める額を合算
法第54条第2項の	する同法第54条	した額	法第54条第2項の	する同法第54条	した額
規定による申出が	第2項の規定に		規定による申出が	第2項の規定に	
ある場合の同法第	よる申出がある		ある場合の同法第	よる申出がある	
55条第1項の規定	場合の同法第55		55条第1項の規定	場合の同法第55	
による認定低炭素	条第1項の規定		による認定低炭素	条第1項の規定	
建築物新築等計画	による認定低炭		建築物新築等計画	による認定低炭	
の変更の認定の申	素建築物新築等		の変更の認定の申	素建築物新築等	
請に関する事務	計画の変更の認		請に関する事務	計画の変更の認	
	定の申請に対す			定の申請に対す	
	る審査			る審査	

附 則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。